

孤独死対応保険が好調

宅建ファミリー共済

宅建ファミリー共済はこの

ほど、「お客様本位の業務運営」への取り組み状況（20年度版）を公表した。それによると、19年度の保険金支払い総額は約15・2億円、事故受付件数は1万498件、平均支払日数は49・07日（事故の受付から保険金支払まで）。また20年3月末の保険契約件数は約58万件となった。同社によると、九州など西日本を中心に保険代理店が増加傾向で、20年9月末時点の代理店

数は約9500店となった。

「単身」「高齢化」を切り口に商品・サービス提供を進める同社は、13年に孤独死補償に対応した保険商品を取引。従来商品の見直し・改定を行い、18年7月に住宅用の賃貸総合補償保険「新ハトマーク補償」および「同ワイド」、テナント用の「新ハトマークテナント補償」をリリースした。

「新ハトマーク補償」は、賃貸住宅での孤独死による特殊清掃費用の補償（1事故30万円限度）に対応。「同ワイド」では特殊清掃費用の限度額を50万円に引き上げたほか、病院など住宅外で亡くなった際の遺品整理費用（1事故50万円限度）にも対応する。同社の孤独死補償対応保険（新商品および従来商品の合計）の販売件数は、17年度が4万6452件（改定前商品）、18年度が4万9607件、19年度が5万6374件と増加しており、「住宅用の新規契約者のうち、約24%は、ワイド版を選択している。一定の評価を得ていると受け止める」（同社）。

同社の孤独死事故の受付件数も17年度は193件、18年度は265件、19年度は479件と増加傾向だ。孤独死者の平均年齢は男性68・9歳、女性70・4歳となる一方、60歳未満の割合が約2割を占めるなど、孤独死は高齢者に限られた問題ではない。同社では「発見までの日数が長期化する割合は男性が高く、長期化するほど特殊清掃費用が高額になる傾向」と指摘した上で、「当社商品では、身寄りが無い入居者が亡くなった場合、家主が直接保険金を請求できるよう約款で対応している」と説明する。